

住宅耐震事業に対する補助の流れ

申請者

登録設計事務所・登録工務店等の業者に相談

補助事業認定申請書の作成

(木造の場合は、耐震改修計画作成と耐震改修工事分を同時に申請してください。)

補助事業認定通知書の受取

業者と契約 ⇒ 事業着手

耐震事業実施中

事業が完了

業者に費用を支払い

補助金交付申請書の作成

補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書の受取り

代理受領をしない⇒補助金交付請求書の作成

代理受領をする場合は、委任状を作成して、委任された業者が補助金請求書を作成

代理受領をしない⇒申請者が受領

代理受領をする場合は委任された業者が受領

※代理受領をする設計業者、工事業者が異なる場合は、それぞれ委任状を添付して請求書を提出してください。

※設計を本人、工事を代理受領とすることも可能ですが、ひとつの補助金を申請者と事業者で金額を分けて請求することはできません。

高知市

補助事業認定申請書の受付

審査

補助事業の認定

① 申請

② 通知

事業実施中に内容変更や事業を中止する場合は事前に変更承認申請⇒承認手続きが必要です。

途中で中間検査を実施することがあります

③ 申請

補助金交付申請書の受付

審査

補助金交付決定
補助金額の確定

④ 通知

⑤ 請求

受理

⑥ 補助金の交付

工事の場合は、耐震診断士等が現場確認を行います

代理受領の有無に関わらず、代理受領確認書の添付が必要。代理受領の場合は耐震改修費用のうち、補助額との差額を支払います。